

令和元年8月23日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 草津市中学校給食推進懇話会開催要綱について

草津市教育委員会告示第9号

草津市中学校給食推進懇話会開催要綱を次のとおり制定する。

令和元年8月1日

草津市教育委員会教育長 川那邊 正

草津市中学校給食推進懇話会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、草津市中学校給食推進懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、中学校給食の実施に向けた意見交換、情報共有を行うことを目的とする。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会は、委員15人以内で開催する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委託する。

- (1) 中学校校長または校長が指名する教職員
- (2) 保護者を代表する者
- (3) 教育委員会事務局の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項についての意見交換または情報共有を行うものとする。

- (1) 学校給食の実施に向けた諸課題等に関すること。
- (2) 安全、安心で効率的な給食実施手法に関すること。
- (3) その他中学校給食の実施に関すること。

(座長および副座長)

第4条 懇話会に座長および副座長をそれぞれ1人置く。

- 2 座長および副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会の進行を行う。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、教育長が招集する。

- 2 教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。